

魚津市告示第79号

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱の
一部改正について

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱（令和6年魚
津市告示第123号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第14条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条の規定による交付を受けている者に係る第11条から第13条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 様式第 1 号 （略） 様式第 2 号（第 7 条関係） 【別記 1】 様式第 3 号 （略） 様式第 4 号（第10条関係） 【別記 2】	第 1 条 - 第14条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条の規定による交付を受けている者に係る第11条から第13条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 様式第 1 号 （略） 様式第 2 号（第 7 条関係） 【別記 1】 様式第 3 号 （略） 様式第 4 条（第10条関係） 【別記 2】

【別記 1】

改正後

様式第 2 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金について、魚津市働き方改革・女性活躍サポート補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

【別記 1】

改正前

様式第 2 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金について、魚津市働き方改革・女性活躍サポート補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付します。（交付しません。）
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

【別記2】

改正後

様式第4号（第10条関係）

魚津市指令 第 号

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金については、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

【別記2】

改正前

様式第4号（第10条関係）

魚津市指令 第 号

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金については、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長



附 則

この告示は、公表の日から施行する。